

川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則
(案)

川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則（平成28年川崎市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則中「（県費負担教職員を除く。）」を削る。

別表に次のように加える。

条例別表第5 の2義務教育 諸学校教育職 給料表の適用 を受ける職員 の職務	校長	校長	校長
	教頭	副校長又は教頭	教頭
	主幹教諭	総括教諭	総括教諭
	教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、 助教諭、養護助教諭又は実習助手	教諭

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

制 定 理 由

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける職員の標準的な職について定めるため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後				改正前				
<p>○川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則 平成28年3月31日教委規則第10号 川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則 職員に係る地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項の標準的な職は、別表の第1欄に掲げる職務の種類及び同表の第3欄に掲げる職の属する同表の第2欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げるとおりとする。</p>				<p>○川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則 平成28年3月31日教委規則第10号 川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則 職員（<u>県費負担教職員を除く。</u>）に係る地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項の標準的な職は、別表の第1欄に掲げる職務の種類及び同表の第3欄に掲げる職の属する同表の第2欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げるとおりとする。</p>				
別表				別表				
職務の種類	職制上の段階	職	標準的な職	職務の種類	職制上の段階	職	標準的な職	
川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。）別表第1行政職給料表（1）の適用を受ける職員の職務	局長級	教育次長又は担当理事	局長	川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。）別表第1行政職給料表（1）の適用を受ける職員の職務	局長級	教育次長又は担当理事	局長	
	部長級	部長若しくは担当部長、部に相当する室の長又は所長	部長	川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。）別表第1行政職給料表（1）の適用を受ける職員の職務	部長級	部長若しくは担当部長、部に相当する室の長又は所長	部長	
		課長若しくは担当課長、課に相当する室の長、館長、園長又は分館長	課長			課長若しくは担当課長、課に相当する室の長、館長、園長又は分館長	課長	
	主任指導主事	主任指導主事	主任指導主事	川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。）別表第1行政職給料表（1）の適用を受ける職員の職務	主任指導主事	主任指導主事	主任指導主事	主任指導主事
		課長補佐	課長補佐			課長補佐	課長補佐	課長補佐
	係長級	係長若しくは担当係長又は事務長	係長	川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。）別表第1行政職給料表（1）の適用を受ける職員の職務	係長級	係長若しくは担当係長又は事務長	係長	
		指導主事	指導主事			指導主事	指導主事	
	主任	主任	主任	川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。）別表第1行政職給料表（1）の適用を受ける職員の職務	主任	主任	主任	
職員	職員	職員	職員		職員	職員		
条例別表第2	職長	職長	職長	条例別表第2	職長	職長	職長	

改正後				改正前			
行政職給料表(2)の適用を受ける職員の職務	職員	職員	職員	行政職給料表(2)の適用を受ける職員の職務	職員	職員	職員
条例別表第4	部長級	部長又は担当部長	部長	条例別表第4	部長級	部長又は担当部長	部長
医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職務	課長級	課長又は担当課長	課長	医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職務	課長級	課長又は担当課長	課長
	課長補佐	課長補佐	課長補佐		課長補佐	課長補佐	課長補佐
	係長級	係長又は担当係長	係長		係長級	係長又は担当係長	係長
	主任	主任	主任		主任	主任	主任
	職員	職員	職員		職員	職員	職員
条例別表第5	校長	校長	校長	条例別表第5	校長	校長	校長
高等学校教育職給料表の適用を受ける職員の職務	教頭	副校長又は教頭	教頭	高等学校教育職給料表の適用を受ける職員の職務	教頭	副校長又は教頭	教頭
	主幹教諭	総括教諭	総括教諭		主幹教諭	総括教諭	総括教諭
	教諭	教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	教諭		教諭	教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	教諭
条例別表第5の2義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける職員の職務	校長	校長	校長				
	教頭	副校長又は教頭	教頭				
	主幹教諭	総括教諭	総括教諭				
	教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	教諭				